

20B00048	河原 卓美	20B00049	黒板 翔	20B00050	吉村 高紀
20B00051	伊藤 友紀	20B00052	松島扶美子	20B00053	和田 将平
20B00054	上本 佳男	20B00056	萩原 裕之	20B00058	井手 章博
20B00059	清水 正廣	20B00064	山田 隆雄	20B00069	木藤 和明
20B00070	池側 智彦	20B00072	小菅 稔幸	20B00073	熊谷 邦彦
20B00081	姫野 晴行	20B00086	橋本 唯一	20B00092	谷口 智
20B00093	工藤 栄樹	20B20001AB	野島 健大	20B20007AB	岡田 智明
20C00001	中嶋 純也	20C00005	山農 大輔	20C00006	辻川 敬祐
20C00007	徳田 弘	20C00008	江藤 淳二	20C00009	飯田 将来
20C00011	井村 晋輔	20C00014	徳瀬 力	20C00016	影山 武
20C00017	千石 純	20C00019	村木 涉	20C00023	松浦 敬三
20C00024	今村 隆宏	20D00001	土居 亮介	20D00002	畑瀬 芳文
20E00002	岩永 昭文	20E00003	金子 昭	20F00002	伊沢 昌也
20F00004	松藤 芳宏	20F00005	久保 一樹	20F00006	箱崎 佑
20F00007	穴戸 克己	20J00001	村杉 真哉	20J00002	野村 治宏
20J00006	高田 茂治	20J00008	室谷 直弘	20K00001	西山 祐一
20M00002	天田 佳孝	20M00005	池内 英生	20M00008	磯野 剛大
20M00010	松本 洋	20M00014	井澤 彪	20M00017	原 英樹

平成 24 年度 1 級土木施工管理技術検定及び 2 級土木施工管理技術検定の実施について
 平成 24 年度 1 級土木施工管理技術検定及び 2 級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検
 定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 21 日 国土交通大臣 前田 武志

1 受検資格

(1) 1 級土木施工管理技術検定・学科試験及び 2 級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土
 木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ 学歴又は資格と必要な実務経験年数

学 歴	資 格	実 務 経 験 年 数	
		1 級 (学科)	2 級 (学科)
大 学	指定学科卒業後	—	3 年以上 1 年以上
	指定学科以外卒業後	—	4 年 6 ヶ月以上 1 年 6 ヶ月以上
短期大学・高等専門学校	指定学科卒業後	—	5 年以上 2 年以上
	指定学科以外卒業後	2 級合格者 専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	7 年以上
指定学科卒業後	上記以外の者	—	7 年 6 ヶ月以上 3 年以上
	2 級合格者	—	9 年以上
	2 級合格者 専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—	7 年以上
—	専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—	8 年以上

高 等 学 校	指定学科以外卒業後	上記以外の者	10 年以上	3 年以上
		2 級合格者	—	10 年 6 ヶ月以上
			専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—
		専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—	11 年以上
—	—	上記以外の者	11 年 6 ヶ月以上	4 年 6 ヶ月以上
そ の 他 の 者	—	2 級合格者	—	14 年以上
			専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—
		専任の主任技術者を 1 年以上経験した者	—	13 年以上
		上記以外の者	—	15 年以上

1) 2 級合格者が 1 級土木施工管理技術検定・学科試験を受験する場合は、上記実務経験年数、又は 2 級合格後 1 年以上の専任の主任技術者経験を含む 3 年以上、もしくは 2 級合格後 5 年以上の実務経験年数を必要とする。

2) 1 級土木施工管理技術検定試験については、上記実務経験年数のうち、1 年以上の指導監督の実務経験年数を必要とする。

(注) 上記の実務経験年数については、当該種別の実務経験年数である。

ロ 2 級土木施工管理技術検定・学科試験においては実務経験のない者で、以下の要件を満たす場合、受験できるものとする。(ただし種別は土木に限られ、鋼構造物塗装、薬液注入には適用しない。)

1) 学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後 1 年以内の者又は試験日の属する年度の 3 月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後 2 年以内の者又は試験日の属する年度の 3 月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後 3 年以内の者又は試験日の属する年度の 3 月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

(2) 1 級土木施工管理技術検定・実地試験を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ 当年度の 1 級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ 学科試験免除者

1) 平成 23 年度 1 級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

2) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る)に合格した者で 1 級土木施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者